

独占禁止法における課徴金減免制度と 刑事罰の関係

— 刑事合意制度との比較の視点から¹⁾ —

中 里 浩²⁾

目次

第 1 はじめに — 問題意識

第 2 独占禁止法の措置体系の枠組み

- 1 行政処分
- 2 刑事罰

第 3 課徴金減免制度

- 1 概要
- 2 課徴金減免制度に関する司法判断
 - (1) 制度に関するもの
 - (2) 供述調書の信用性に関わるもの
- 3 刑事告発制度との関係

1) 本稿では「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(1947年法律54号)を独占禁止法と呼び、断りのない限り、条文数字のみの法律は独占禁止法を指す。また公正取引委員会は、基本的に本稿中、「公取委」と称する。

2) 本稿は2024年5月4日に上海交通大学で開催された第7回日中経済刑法シンポジウム(関西経済刑法研究会、中国刑法学研究会、上海交通大学共催)における、第4部での筆者報告「独占禁止法上の課徴金減免制度と刑事罰との関係」(報告20分程度、6000字)を基礎としつつ、大幅に加筆・修正を加えたものである。なお、この中国での研究発表はJSPS科研費JP22K01204(研究代表者高山佳奈子)の補助を受けている。この場を借りて、発表の機会を与我えていただいた松宮孝明先生及び高山佳奈子先生、本研究会にて刑事合意制度についてのご報告を通じ本稿執筆の視点をいただいた辻本典央先生、中国側にて本シンポジウムの事務局長を務めた華東政法大学の孫文先生ほか参加者の皆様に厚く感謝申し上げる。

4 調査協力減算制度について

- (1) 概要
- (2) 事件の真相の解明に資する事項
- (3) 立案過程での議論——審査手続への迎合防止の視点から
- (4) 調査協力減算制度の運用状況
- (5) 犯則調査手続との関係
 - ア 法律上の犯則調査と調査協力減算制度の関係
 - イ 犯則調査手続における調査協力減算制度の利用を遮断すべきこと

第4 刑事合意制度

1 刑事合意制度の概要

- (1) 刑事合意制度導入の背景
- (2) 合意の主体
- (3) 特定犯罪
- (4) 本人の協力行為
- (5) 効果——検察官による処分の軽減等

2 刑事合意制度の運用状況

- (1) 刑事公判事件の状況
 - ア 三菱日立パワーシステムズ株式会社 (MHPS) 事件
 - イ 日産自動車事件
 - ウ GLADHAND 事件
 - エ 融資金詐欺事件
 - オ 奈良県御所市火葬場汚職事件
- (2) 運用状況の小括

第5 課徴金減免制度と刑事合意制度の差異

1 自己負罪型かどうか

- (1) 刑事合意も自己の犯罪の供述を求められること
- (2) 課徴金減免制度がハイブリッド型であること
- (3) 小括
- 2 刑事公判手続での証拠の利用可否
- 3 裁量性の有無
- 4 首謀者との関係

第6 まとめ

第1 はじめに ― 問題意識

カルテル・談合は、OECD 理事会勧告の中でハードコアカルテルとして位置付けられ³⁾、世界的にみて違法性の高い行為とみなされている。日本においても、カルテル・談合は独占禁止法上、不当な取引制限に該当し、排除措置命令、課徴金納付命令、さらには刑事罰が制度上予定されている。現在、公取委にとってデジタルプラットフォームや中小企業いじめ及び価格転嫁問題への対応の重要度合いが増しているとはいえ、談合カルテル規制の重要性が決して薄れているものではない。公取委は1990年代のSII（日米構造問題協議）以降、談合カルテルに対する摘発を強めてきたが、同時に独占禁止法の改正により刑事罰や課徴金の引き上げを実現させ^{4、5)}、サンクションを強化することで効果的な規制の枠組みを実現してきた。

ところで、1998年に公表され、2020年に改定されたハードコアカルテルに関するOECD理事会勧告は、ハードコアカルテル抑止の手段の中で効果的なカルテル探知手法の一つとしてリーニエンシー制度を実施すべきとし、加盟各国にその導入を義務付けるとともに⁶⁾、有罪の自認、事実の自認及び上訴権の放棄を伴う“plea negotiation and settlements”が早期の事件処理手続を可能・促進するものと位置付けている⁷⁾。我が国ではOECD理事会勧告7年後に課徴金減免制度を含む独占禁止法の改正を実現し、加盟国としての義務を果たす一方、理事会勧告で触れている談合・カルテル規制の抑止手段と、2016年刑事訴訟法改

3) OECD, Recommendation of the Council concerning Effective Action against Hard Core Cartels, I, OECD/LEGAL/0452. [<https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0452>]

4) 法人の罰金額の上限については1992年法改正で500万円から1億円に、2002年法改正で5億円に引き上げられた。また個人の懲役刑の上限については2009年法改正で3年から5年に引き上げられた。

5) 課徴金制度が、対象行為の拡大、算定率の引上げ、加減算を中心に強化されてきたことについて2017年4月「独占禁止法研究会報告書」別紙14。

6) OECD, *supra* note 3, at II. 1. a.

7) OECD, *supra* note 3, at II. 4.

正により導入された刑事合意制度との関係については、これまであまり積極的な活用方針が示されていない。特に刑事罰が問題となる犯則調査事件において、刑事告発方針⁸⁾の中で調査開始前第1番目の課徴金減免申請事業者にのみ認められている刑事告発の免除を活用しつつ、2番目以降の利用事業者や個人にも利用の余地のある刑事合意制度を利用すれば、両輪の関係として談合・カルテルの抑止機能を果たすことが可能なはずである。

日本では、国民生活に重大な影響を与えるカルテル・談合事案について刑事告発が行われ、刑事裁判手続を経て有罪判決の実績が積み重ねられ、かつ課徴金減免制度に基づく刑事告発免除がスムーズに機能してきた。そのような中で、刑事合意制度が独占禁止法上の犯罪を対象としていることは一定の合理性を持っており、かつ、課徴金減免制度の運用を通じて一定の先事例を蓄積してきた独占禁止法違反事件の活用への期待があったとも思われる。しかし、刑事合意制度が実際の運用開始からすでに6年以上が経過しているにもかかわらず、独占禁止法での運用実績がないだけでなく、執筆段階で報道されたものを含め5件の運用にとどまっており、当初の位置付けとは程遠い現状にある。

日本で導入された課徴金減免制度は、不当利得のはく奪と非裁量性を内容とする課徴金制度と密接不可分の形で構築された。具体的には、立入検査の前後を通じた報告順位によって課徴金の免除と減額率を決定する仕組みとされ、事業者に対し違反行為の報告と資料提出を義務付けるとともに、導入当時はファクシミリ、2020年12月以降は電子メールを通じた報告書（違反行為の概要）の提出順位の先後をもって順位を決定すべきものとされ⁹⁾、申請者から提出された証拠価値の有無は課徴金減免率の決定基準とされていない。それどころか、課徴金減免制度は提出された証拠の審査手続上の評価・価値にとどまらず、違反行為の内容や違反行為者の位置付けとも切り離され、徹底した形式判断を中核としている。このような非裁量性や形式的基準に基づく順位の決定は、経済界からの批判を和らげるため、課徴金減免制度導入時に、司法取引と異なる仕組みである点がことさ

8) 以下、本稿にて公取委2005年10月7日「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」をいう。

9) 「課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則」（令和2年公取委規則第3号、以下本稿にて「課徴金減免規則」という。）第12条1項及び2項。

らに強調されてきたことと無関係ではない¹⁰⁾。

ところで事業者が独占禁止法の不当な取引制限規定に違反した場合、行政措置・刑事罰の双方を受ける可能性があることは前述のとおりである。課徴金減免制度は、法律上は課徴金の免除及び算定率の減額を定めるとどまり、刑事罰について一切規定はないものの、刑事告発権限は公取委の裁量に基づくことを前提に、刑事告発方針に基づき調査開始前の一番目の報告事業者、及びその従業員の刑事告発を免除することが制度導入時から明確にされている。この告発免除の方針は検察官の起訴便宜主義（刑事訴訟法 248 条）、共犯に関する告訴不可分主義との関係でも矛盾をはらむものではあるが、法務省は国会答弁を通じて、検察官による起訴の決定に当たり公取委が刑事告発を免除した事実を尊重するという形で事実上公取委の方針を追認した。以後、課徴金制度と課徴金減免制度の非裁量性、刑事告発制度の裁量性を交差・調和させながら、談合カルテル規制の抑止の枠組みが完成し定着したと言える。

その一方、公取委は課徴金制度の説明にあたって、2005 年独占禁止法改正を契機に、不当利得のはく奪という趣旨から、より違反行為の抑止に重点を置き、制裁としての側面を示唆するようになる¹¹⁾。さらに、国際カルテル事件を通じて積極的に運用された EU での制裁金や米国での罰金の高額化を踏まえ、事案の悪質性や企業の協力度合いを踏まえた裁量型課徴金制度の導入を志向することとなった。そのモメンタムが最高潮に達したのが、2016 年に裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について検討を開始し、2017 年に公表された「独占禁止法研究会報告書」であったと言える。この報告書では、課徴金に一定の柔軟性を認めることが適当であるとともに、公取委が専門的知見により事案に応じ

10) 『平成 17 年改正独占禁止法』（商事法務、2005 年）11 頁では、司法取引制度について、被疑者が検察官に対して特定の情報提供等を行う見返りとして、取引的に処分が軽減される制度であり、供述の任意性が問題になりえるとの理解を示しつつ、課徴金減免制度についてあらかじめ法定された要件に該当する場合には、非裁量的に適用されるものであり、取引的な要素はないとする。

11) 例えば 2004 年 12 月 1 日衆議院経済産業委員会における竹島一彦政府特別補佐人答弁によれば、課徴金について「禁止されていることを守っていただくために、行政上の措置の実効をあらしめるため」に置かれたとの趣旨を明らかにしつつ「行政上の制裁としての機能は従来の考え方よりも一歩強めました」と説明する。

て個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量を認める制度とすること、その際に、将来の違反行為の抑止を目的とすることを明確にするなど¹²⁾、課徴金制度の非裁量性からの脱却を宣言したと言える。仮にこのような研究会報告書の方が性が制度に反映されていれば、課徴金制度と課徴金減免制度は、刑事合意制度と同様の調査協力の度合いや事件の悪質性、違反行為の事業者の位置付け等を課徴金額に反映する仕組みとなる可能性もあった。

しかし、そのような裁量型課徴金制度の導入は立法作業の過程の中で、内閣法制局が壁となって断念することとなった^{13, 14)}。2019年法改正を通じて、調査協力減算制度が導入されたものの、企業の協力度合いや証拠価値の判断はあくまで課徴金減免制度の中で減算率に反映させるという仕組みにとどめ、課徴金そのものの裁量性は否定された（逆に言えば、課徴金減免制度を利用しない事業者は協力インセンティブの外に置かれることとなる）。そして、課徴金減免制度の適用対象となる順位の決定は、なお、違反行為の概要を記載した報告書の提出の形式的先後によるとの2005年導入当時の制度設計がそのまま維持されることとなった。

裁量性を排除した課徴金及び課徴金減免制度については、経済法学者を中心にネガティブな評価も根強い¹⁵⁾。しかし事業者側のイニチアチブに委ねられる課徴金減免制度について一定の透明性・明確性が担保され、形式的な判断が優先して

12) 独占禁止法研究会報告書・前掲注(5)4頁から5頁。

13) 小幡忍、泉水文雄、向宣明ら「座談会令和元年独占禁止法改正をめぐって」公正取引828号(2019年)27頁(泉水文雄発言)によれば、国際カルテルにおける国内売上の推定、海外での課徴金調整、課徴金算定における具体的競争制限効果の廃止、違反行為者が調査妨害する行為への課徴金の割増しが見送られた理由として、「法制上の理由があった」と指摘し、内閣法制局がハードルであったことを強く示唆する。

14) こうした点も含めて泉水文雄「総論—執行力を確保するとともに調査協力の誘引を与えるエンフォースメントの構築—」日本経済法学会年報41号(2020年)4頁は日本の課徴金制度は世界的に最初期に導入したものの、慎重に導入してしまったために「法制上の問題」にみられるようにそこから大きな変更ができない状態にありEUアメリカと比べて2周遅れ、アジアでも1周から1周半遅れの状態になったと評価する。

15) 小幡忍ら座談会・前掲注(13)27頁(泉水発言)によれば、「本当にそのような法制上の理由があるのか、あるいは憲法上そのような要請がされているのか」などと批判する。課徴金制度と不当利益との関係を詳論した近時の論稿として白石幸輔「課徴金制度の拡大とその限界」公正取引884号(2024年)45頁。

いるからこそ、長期間にわたり定着し、活用され、数々の重要事件の解決につながってきたとは言えないだろうか。そのことは、①他人の犯罪についての協力を前提とし、②検察官が諸要素を総合勘案して裁量に基づき決定する刑事合意制度が、極めて低調な運用状況にあり、その数少ない適用事例についてさえ裁判所の消極的判断が示されていることとも対比的である。

刑事合意制度と課徴金減免制度の比較論については、刑事合意制度の導入から一定期間経過した今もあまり活発とは言えないが¹⁶⁾、独占禁止法違反事件に関する刑事合意の適用の前例がないことと大きく関連している。両者にどのような違いがあるのか、なぜ刑事合意制度が独占禁止法事件に活用されないのかという疑問点から出発し、筆者は、課徴金制度及び課徴金減免制度の持つ形式性・客観性の故に一定の信頼性が確保され、その結果約20年にわたり制度の利用継続につながっていること、逆に刑事合意制度が起訴便宜主義に裏打ちされた検察官の持つ広範な裁量性の故に裁判所からの疑義と当事者による利用低迷につながっているのではないかとこの考えの下、本稿を示すものである。

本稿では、事業者が談合カルテルを行い不当な取引制限に違反した場合の措置内容を俯瞰したうえで、刑事罰の補完性を述べる（以上、第2）。次に課徴金減免制度の概要を説明し、両者の交差点となる調査前の一番目の申請事業者に対する刑事告発の免除の枠組みが定着している点に触れ、刑事合意と異なり、申請順位という形式判断が重視されている点に触れる。さらに、事業者の調査協力インセンティブを高めるため、課徴金減免制度の基礎の上に導入された調査協力減算制度は、事業者側の「事件の真相の解明に資する事項」への対応を重視しつつも公取委の裁量の余地を限定する形で設計・運用されていること、そして、調査協力減算制度の犯則調査への活用はファイアーウォールの観点から問題があり、かつ、犯則調査手続での不利益誘導につながり許されない理由について詳論する（以上、第3）。

次いで、刑事合意制度について、制度の概要を述べつつ検察官の広範な裁量が許容されている点を確認するほか、刑事合意制度の運用と司法判断で示唆された、合意制度による供述調書に対する消極的姿勢とその理由を整理する（以上、第

16) 近時では中川晶比兒「不当な取引制限規制の課題」公正取引871号（2023年）15頁が挙げられる。

4)。そして最後に課徴金減免制度と刑事合意制度の両者を、自己負罪型かどうか、裁量の内容、刑事合意制度への利用可否、首謀者の位置付けという視点から比較しつつ、刑事合意制度につき、調査協力減算制度の運用方針を参考にしつつ、協力内容と取引内容に関するガイドラインが必要であること、調査減算制度についても運用の蓄積がなされる中で、より透明性を高めるため「事件の真相の解明に資する事項」の明確化が必要であることを結論づける（以上、第5）。

第2 独占禁止法の措置体系の枠組み

1 行政処分

官公庁による契約相手を決定する際、競争入札や、競争性を持つ調達方法を実施し、複数の候補の中から契約相手を選定することが義務付けられている（会計法29条1項、地方自治法234条2項等）、この際、事業者があらかじめ話し合いなどで受注予定者を決めてしまう行為を入札談合という。また、本来個別の事業者が自らの意思で決定すべき販売価格や販売・生産数量、市場シェアを事業者間であらかじめ合意するカルテルを行うことがある。これらの入札談合・カルテルは不当な取引制限に該当し（2条6項）、独占禁止法上禁止されている（3条）。公取委は、不当な取引制限に対する措置として、まず競争秩序の回復を行うための排除措置命令と、不当な取引制限の対象となった取引の売上額について、一定の額の国庫への納付を命じる課徴金納付命令を発することになる。具体的には排除措置命令の中で、事業者に対し、その行為の差止めや企業に対するコンプライアンス措置など、違反行為を排除するために必要な措置を命じることができるが、措置の発動の可否や内容は、公取委の専門的な裁量が認められている¹⁷⁾。

これに対し課徴金納付命令は違反行為を認定した場合、必ず命令を発する必要がある。課徴金制度の趣旨は、違反行為に基づく不当利得相当額をベースとしつつ、不当利得相当額以上の金銭を徴収する仕組みとして、違反行為を抑止するために違反行為者に対して金銭的不利益を課す法制上の措置である旨確認されてい

17) 既往の違反行為における「特に必要があると認めるとき」の要件につき独禁法の運用機関として専門的な知見を有する公取委の専門的な裁量を認めた郵便区分機談合事件・最判2007年4月19日判例タイムズ1242号114頁。

る¹⁸⁾。このように、談合等が行われた場合、公取委が行政処分によって対応することが原則とされているのが特徴である。

2 刑事罰

談合やカルテルを規制する不当な取引制限は刑事罰の対象となる。自然人について5年以下の懲役又は500万円以下の罰金刑が設定されているほか(89条、95条)、その法人に対しても5億円以下の罰金刑を科することができる(95条)。

刑事罰の発動に当たって、公取委による告発が条件とされ、事件が刑事訴追に値するかどうかの第一次的判断権が公取委に与えられている(専属告発制度)。これは公取委が持つ独立行政委員会としての職権行使の独立性のあらわれである(28条、74条)。刑事告発がなければ検察官は事件の訴追を行うことができず、これが訴訟条件となっているほか(96条)、行政的措置をとるか、刑事罰を求めて告発するか、公取委が裁量権限を持つと解されている¹⁹⁾。

言い換えると、すべての不当な取引制限に該当する行為が刑事罰の対象となるわけではない。つまり、公取委は、刑事告発方針の中で、

- ・一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコット、私的独占その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案
- ・違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公取委の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案

について積極的に刑事告発を行うことを明らかにしている。形式的な構成要件該当性にとどまらず、国民生活への広範な影響という要件を通じた悪質性・重大性を持つ行為が刑事告発の対象とされており、刑事告発に始まる刑事罰の発動が、排除措置命令や、課徴金納付命令を中心とする行政処分と比べて補完的役割であることを意味している。

また、この刑事告発に先立って、検察側は最高検察庁財政経済係検事ほか、公

18) 2019年5月22日衆議院経済産業委員会における政府参考人(当時公取委経済取引局長)答弁。

19) 東京高判1993年5月21日高刑集46巻2号108頁。

取委側が犯則審査部長ほかとの間で、個別事件の具体的問題点等について意見・情報の交換を行うための告発問題協議会を開催することとされている。つまり、公取委の裁量を尊重しつつも、告発後の公判維持を踏まえた検察側の意見聴取の機会が設けられていると評価できる。

第3 課徴金減免制度

1 概要

課徴金減免制度は、2005年の独占禁止法改正に基づき導入され、事業者が自主的に違反行為を公取委に報告することにより、その時期と報告順位によって課徴金の免除又は減額を受けることができる制度である²⁰⁾。独占禁止法の中では、公取委が被疑行為の情報を獲得する端緒の一つであり、取引先や消費者など第三者からの情報が調査手続の入口となる申告制度（45条1項）と区別されている。報告は、立入検査前と立入検査後に区分し、特に立入検査前の第1位報告者については課徴金を免除するほか、それ以外の事業者も順位に応じた課徴金の減額を受けることができる。

制度導入前には、協調を優先する日本経済社会になじまないとの意見も有力であったものの、現在、公取委の摘発する談合・カルテル事件のほとんどすべてが課徴金減免制度に基づくものである。近時でも電力カルテル事件（課徴金総額1010億円）²¹⁾やアスファルト合材事件（課徴金総額398億円）²²⁾、飲料用アルミ缶事件（課徴金総額257億円）²³⁾など大規模事件の摘発につながっている。同時

20) 筆者は本稿の中で、「違反行為に係る事実の報告及び資料の提出」を行うという制度設計（7条の41項1号等の文言）を重視し、以下の説明を進めていく。この点、実務上は課徴金減免制度が端緒としての位置付けであることを重視し、報告内容は事業者間の情報交換のレベルで足りるなどの取り扱いがあり得るかもしれないが、この点は外部からうかがい知ることはできず、課徴金減免制度が①自己負罪型として自己の犯罪（構成要件事実）を報告するほか、②事実上の捜査公判協力型として他人の犯罪（構成要件事実）について報告を行う、いわばハイブリッド型であるとの理解を前提とする。

21) 公取委排除措置命令2023年3月29日公取委審決集69巻73頁等、中部地区、中国地区、九州地区の事件いずれも関西電力株式会社につき課徴金を免除。

22) 公取委排除措置命令2019年7月30日公取委審決集66巻303頁、株式会社NIPPOにつき課徴金を免除。

に、公取委の優先課題の中で、デジタルプラットフォームへの対応や下請いじめの抑止をはじめ取引の適正化に重点が置かれるようになってきている。これにつれて、全体の審査処理件数が低下し、かつ談合カルテルの抑止に向けた執行のプライオリティも低下してきており²⁴⁾、これをふまえて事業者側の減免申請も年間最大143件（2011年度）から22件（2022年度）まで減少し、過去最低となった。その翌年度には、156件（2023年度）と過去最高の申請件数を記録しているものの、損害保険カルテルの個別取引ごとの違反被疑行為に関する申請がなされた特殊事情があると推察され、この傾向が定着するかどうかは予断を許さない。企業・弁護士側の側でも、公取委による減免申請事件の事件開始がなされず長期に放置されていることや、公取委の執行姿勢を踏まえた経営判断の結果、減免申請を行わないという傾向が出てきていることが注目される²⁵⁾。

2 課徴金減免制度に関する司法判断

(1) 制度に関するもの

塩化ビニルカルテル事件における東京高裁判決（審決取消請求事件）は、課徴金減免制度の趣旨を以下のとおり述べている²⁶⁾。

なお、これは行政措置において争点となったものであり、後述のとおり、刑事公判事件（ベアリングカルテルをめぐるNTN事件）の中で個別の供述の信用性

23) 公取委排除措置命令 2019年9月26日公取委審決集 66巻308頁等、大和製罐株式会社につき課徴金を免除。

24) 例えば2012年度の全体の違反処理事件の件数は20件、そのうち入札談合4件、カルテルが15件であったが、2020年度は全体15件のうち入札談合・カルテルを合わせて8件、2021年度は5件のうち同3件、2022年度は11件のうち同8件、2023年度は9件中4件とされる。毎年度5月から6月にかけて公取委が公表する「独占禁止法違反事件の処理状況について」から筆者調べによる。なお日本にとどまらず大規模・国際的なハードコアカルテルが漸減していることが世界的な潮流にあることを指摘するものとして、小川聖史「平成28年・令和元年独禁法改正とエンフォースメント」日本経済法学会年報第41号（2020年）65頁。

25) 2024年3月22日、2023年度競争法フォーラム年次大会シンポジウムでの出席者発言。

26) 積水化学工業による審決取消請求事件（塩化ビニル管の価格カルテル）・東京高判2017年6月30日判例タイムズ1448号76頁。原告は訴外会社従業員による課徴金減免制度に基づく陳述内容の信用性を争ったもの。

が同様に争われたことはあるものの、課徴金減免制度の趣旨が正面から争点となったことはない。

塩ビ事件高裁判決によれば、課徴金減免制度は、課徴金の減額又は免除によって違反事業者が自ら公取委に申告するインセンティブを高め、違反行為の発見及び事案の解明を容易にすることによって、違法状態の解消及び違反行為の抑制を図ろうとする制度であるとする。直接的には、証拠収集を容易にして違反行為の摘発を促進するものであるが、この制度により、一刻も早い申請を促してカルテルの崩壊を早めたり、カルテルの締結自体を困難にしたりするなど、摘発率の向上による違反行為の抑止効果を発揮させることなども意図されて、2005年の独占禁止法の改正により導入されたものであると判示する。独占禁止法上の課徴金減免制度は、予め定められた基準に従い非裁量的に適用される取引的要素のない制度であり、被疑者が特定の情報提供等を行う見返りとして取引的に処分が軽減されるものではなく、また、証拠収集の容易化と抑止効果の発揮を目的とする行政上の措置であって、公取委に対して協力的な態度をとったなどの違反事業者の情状を考慮するものではないとされる。

(2) 供述調書の信用性に関わるもの

後述する刑事合意の比較との視点から、刑事事件で課徴金減免制度と供述調書の信用性が問題となったベアリングカルテル刑事事件におけるNTNに対する東京地裁判決を紹介することとしたい²⁷⁾。やや長いがここで引用する。

「被告会社以外の他3社は、本件に関し、公正取引委員会に対し、課徴金減免申請を行っている。そして、課徴金減免申請を行った事業者は、公正取引委員会が、「求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした」等と認めない限り、課徴金の免除又は減額の利益を受けるものとされている（独占禁止法7条の2第10項から12項まで、17項）。そうすると、他3社の従業者らには、捜査機関に対する専属的告発権（独占禁止法96条1項）を有する公正取引委員会による事情聴取の段

27) 東京地判2015年2月4日公取委審決集62巻485頁。東京高判2016年3月22日公取委審決集62巻526頁により被告側控訴を棄却、最決2017年12月5日公取委審決集64巻495頁により上告棄却（確定）。

階から、捜査機関に協力しようとする動機が働く可能性があることは否定できない。

そこで、当裁判所は、上記の観点を踏まえて、他3社の従業者らの供述の信用性を慎重に吟味したが、その結果、前記1から3までの認定に用いた関係者らの供述は、メールやメモなどの客観的証拠や他の証人の供述による裏付けがあること、その当時の客観的な事情とよく符合していること、体験した者でなければ語り得ないような具体的な内容を供述していること、検察官の主張に沿った事柄についても、記憶のないところは記憶にないと答え、必ずしも検察官に迎合した供述をしているわけではないことなどの事情があり、いずれも信用できると判断した。」

もともと、課徴金減免制度は自らの犯罪事実の報告だけでなく、他の事業者等の不当な取引制限の関与事実について報告を求める仕組みであることから、裁判所は当然ながら、自己の刑事告発を免れるために、他社を引き込む要素がみられることに留意したと考えられる。この判決ではそのような視点から一定の慎重な姿勢を示すとともに、他の客観的証拠や証人の供述などの裏付け証拠により信用性を担保しようとする視点が見られる。

しかし、後述の刑事合意制度の関連判決（事例2及び3）と比較すると、慎重性や疑義を示す強い姿勢が示されているものでもない。刑事合意制度は検察官による刑事訴追と一体となっており、検察官作成の供述調書による利益誘導が直結しやすいところ、課徴金減免制度があくまで公取委の告発までの仕組みであり、公取委による事情聴取が直接的に刑事公判手続に用いられる可能性も低いことが影響している可能性がある。

3 刑事告発制度との関係

課徴金減免制度の効果は法律上、行政処分である課徴金に対するものにとどまり、刑事罰との関係については何ら規定されていない。しかし制度を利用したにもかかわらず、刑事告発を受けることが確実なのであれば、申請者がこれを利用しようとする動機を著しく減退させることとなる。

そこで、公取委は、刑事告発方針（1（2））の中で、立入検査前、1番目に申請した事業者（グループ企業として共同で申請した事業者を含む。）について刑

事告発しないこと、そして、当該事業者と同様に評価できる従業員についても同様に告発しないことを明らかにしている。

その一方で、起訴の可否、また起訴の対象範囲については検察官の裁量とされている（刑訴法 248 条）。また、談合・カルテルは通常共同正犯としての性格を有し、公取委によって告発されなかった共犯についても、その他の違反行為者とともに告訴不可分の原則（刑訴法 238 条 1 項）から検察官によって起訴される可能性が否定できない。そこで立法過程の議論では法務省から「検察官において、その訴追裁量権の行使に当たり、専属告発権限を有する公正取引委員会があえて刑事告発を行わなかったという事実を十分考慮する」旨が明らかにされているほか²⁸⁾、公取委の専属告発権の及ばない偽計入札妨害罪等や談合罪等の別の犯罪の刑事訴追の判断についても検察官が「自首等に共通する有利な情状を訴追裁量権の行使に当たって十分に考慮する」こととされている²⁹⁾。実例こそないものの、法務省が示した見解、すなわち独占禁止法以外の犯罪の訴追等への考慮は、ある意味で刑事合意制度の先取りとも評価できる。

課徴金減免制度の利用を理由とした法人に対する刑事告発免除の適用事例としては、名古屋地下鉄入札談合事件（株式会社間組）、めっき鋼板カルテル事件（JFE 鋼板株式会社）、自動車用軸受（ベアリング）カルテル事件（株式会社ジェイテクト）、北陸新幹線融雪工事談合事件（三機工業株式会社）、NEXCO 東日本発注の東日本大震災復興舗装工事談合事件（世紀東急工業株式会社）、医療用医薬品卸売業者談合事件（株式会社メディセオ）、東京五輪談合事件（株式会社 ADK ホールディングス）があり、かつ、いずれも、検察官による当該法人の刑事訴追は行われておらず、制度運用の定着を表している³⁰⁾。

28) 2005 年 3 月 11 日衆議院経済産業委員会における松島みどり議員の質問に対する大林宏政府参考人（当時法務省刑事局長）による答弁。

29) 2005 年 4 月 19 日参議院経済産業委員会における直嶋正行議員の質問に対する大林宏政府参考人による答弁。

30) 犯則調査手続導入以後の刑事告発事件を示す公正取引委員会『令和 5 年度年次報告』附属資料 2-3 表 216 頁から 225 頁までを参考に、同一事件の行政処分の中で違反行為が認定されながら刑事事件で有罪となっていない事業者や刑事告発当時の報道資料を参考に抽出。なお個人については、課徴金減免制度に基づく告発免除に加え、そもそも公取委の刑事告発裁量権限の中で告発されない者が存在する。また行政処分の中で個人の

なお、調査開始日前の2番目以降の事業者（調査開始日以降の申請事業者も含む）については刑事告発方針上明示されていないが、この点、公取委は、必ず告発することを示しているのではなく、順位にかかわらずすべて告発しないという方針をとるわけではないとして、「調査への協力の度合い等を総合的に考慮して、告発するか否かを判断するというケース・バイ・ケースの対応を採る」こととされている³¹⁾。ただし報告者の知る限り、2番目以降の申請事業者につき法人の告発免除が認められた事例は存在せず、これまでのところ、なお形式判断が重視されていると評価できる。

この点は、調査協力減算制度との関係で、犯則調査における減額対象事業者が犯則調査中に同制度を積極的に利用し、告発免除を得ることができるのかという形で問題となり得る。

4 調査協力減算制度について

(1) 概要

課徴金減免制度は違反行為の早期発見・事件解明のメリットをもたらす一方で、報告の順位のみに応じ、一律かつ形式的に減免率が得られる制度であることから報告後、一転して公取委の調査に対し非協力対応を採るという事業者が現れる問題が生じた。

そこで2019年法改正において、立入検査前最初に申請した事業者については新制度の下でも引き続き課徴金を免除することとした上で、それ以後に申請のあ

認定が行われないほか、公取委は告発免除者の存在やその区別等を一切公表しないため数字等の実態を示すことは困難である。また東京五輪談合事件については、株式会社ADKホールディングスが減免申請を行ったと報じられているが、実際の運営業務等の落札は子会社が行っており、排除措置命令等が行われていない執筆段階にて詳細は不明である。

31) 松本博明・山本慎『独占禁止法における新しい課徴金減免制度』（公正取引協会、2021年）90頁。白石忠志『独占禁止法 [第4版]』（有斐閣、2023年）356頁も同旨。この方針は2005年3月11日衆議院経済産業委員会における松島みどり議員からの質問に対する竹島一彦政府特別補佐人（当時公取委委員長）による「2番目、3番目につきましては、ケース・バイ・ケースということでございまして、100%刑事告発を免れるというものではございません」との答弁に遡る。この答弁内容からは、2番目、3番目の事業者の告発免除の可能性をむしろ否定していないように見えるが、実際にはそのような運用にはなっていない。

った減算対象事業者については課徴金減免制度に基づく減算率を基礎としつつ、事件の真相の解明に資する調査協力の程度に応じた減算率を付与する調査協力減算制度（以下、本稿で単に「減算制度」と称することがある。）を導入した。

まず、(1) 立入検査の前後を問わず課徴金減免制度の利用事業者に上限を設けないこととしたほか、(2) 事実報告、資料提出、検査承諾といった事業者による調査協力と公取委による減算率の追加について、事業者の申出に基づいて両者間で協議し、書面化された合意の下に行う仕組みとされた。

すなわち事業者がこの合意を実施した場合、公取委は合意した減算率を適用した課徴金納付命令を行うこととなる。この制度下での減算率は以下のとおりである。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた基礎的な減額	協力度合いに応じた減算率
前	1位	全額免除	+最大 40%
	2位	20%	
	3-5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社（注）	10%	+最大 20%
	上記以下	5%	

(2) 事件の真相の解明に資する事項

法第7条の5第1項に規定する事件の真相の解明に資する事項として、課徴金減免規則（17条）は①違反行為の対象となった商品又は役務、②違反行為の態様、③違反行為の参加者、④違反行為の時期、⑤違反行為の実施状況、⑥このほかの違反行為に係る事項、⑦課徴金額の算定の基礎となる額、⑧課徴金額の算定率を明記し、課徴金減免申請者に対し課徴金要件に関する事実関係にとどまらず、違反行為の立証に資する協力を求めている。そして、「調査協力減算制度の運用方針」（以下「減算運用方針」という。）はこの規則記載事項の①から⑧に応じた事実関係の例を別表の形で具体的に列挙する。

これらの事実関係は、(ア) 具体的かつ詳細であるか否か、(イ) 事件の真相の

解明に資する事項として網羅的であるか否か、(ウ) 報告等事業者が提出した資料により裏付けられるか否かという要素から判断され(減算運用方針4(1))、同時に(ア)から(ウ)以外は考慮しないことが立案担当者により明確にされている³²⁾。

その上で、適用される減算率は、以下のとおり、考慮要素を満たした個数に応じた3段階で定められることとなる(減算運用方針4(3))。

調査開始日前	調査開始日後	事件の真相の解明に資する程度
40%	20%	高い(全ての要素を満たす)
20%	10%	中程度である(二つの要素を満たす)
10%	5%	低い(一つの要素を満たす)

(3) 立案過程での議論——審査手続への迎合防止の視点から

減算制度に関する国会の議論の中では、先に申請を行った事業者ほど減算率が高くなり、裁量が増えることから、協力に向けた誘引が強くなり、迎合が起こるのではないかと指摘がなされている。この点、政府側からは、事業者からの報告だけでは判断できず、立入検査による資料のほか、供述聴取によって得られた供述内容によって総合的に判断することが示されている³³⁾。ここには、刑事合意制度の各種司法判断に見られるような、報告対象事業者以外からもたらされる他の裏付け証拠により担保しようとする姿勢が見て取れる。さらに、報告等事業者からの供述内容は考慮対象から除外されること、そしてガイドラインを作成することで明確化することとされ、実際に策定された減算運用方針でもそのことが明記されている³⁴⁾。

減算制度では、その枠組みの中で、判断基準や、それを支える必要な事実関係が例示されるとともに、判断基準の構成要素や最終的な判断結果となる減額率の

32) 天田弘人ほか「独占禁止法改正法の施行に伴い整備する公正取引委員会規則等について—調査協力減算制度関係—」公正取引 839号(2020年)4頁中、10頁。

33) 2019年5月22日衆議院経済産業委員会における松平浩一議員からの質問に対する杉本和行政府特別補佐人(当時公取委委員長)の答弁。

34) 2019年5月22日衆議院経済産業委員会における松平浩一議員からの質問に対する政府委員(当時経済取引局長)の答弁及び減算方針4(2)。

目安がかなり詳細に明示されていることが特徴である。後述する刑事合意制度が、基本的考え方は提示されているものの、検察官の起訴便宜主義に基づく広範な裁量に委ねる形で運用されているのとは比べると、大きく異なることが分かる。

(4) 調査協力減算制度の運用状況

執筆段階（2024年8月末時点）までの運用状況を見ると、①九州地区医療用医薬品の談合事件³⁵⁾、②電力カルテル事件³⁶⁾、③高知県発注の地質調査業務の談合事件³⁷⁾、④中部地区都市ガス供給の受注調整事件³⁸⁾、⑤国立印刷局発注の用紙談合事件³⁹⁾、⑥木工用ドリルのカルテル事件⁴⁰⁾、⑦名古屋市発注のスクールランチの談合事件⁴¹⁾、⑧LP用ガス容器用バルブのカルテル事件⁴²⁾について、それぞ

35) 公取委 2023年3月24日公表「独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」。福田誠ほか「独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について（独占禁止法事件解説）」公正取引 878号（2022年）59頁によればアルフレッサ株式会社につき、調査開始前の4位事業者として最大の40%、株式会社アステムが調査開始後の5位、富田薬品株式会社が調査開始後の6位としてそれぞれ最大の20%。なお、株式会社翔葉及び九州東邦株式会社については、調査協力減算制度を用いず、2019年法改正以前の減免制度に基づく減算率が適用されている。

36) 公取委 2023年3月30日公表「旧一般電気事業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」によれば、九州電力管内又は関西電力管内のカルテル事件について、九州電力株式会社が調査開始後の1位、最大の20%。

37) 公取委 2023年9月28日公表「高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」の別表によれば、株式会社地研、株式会社四国トライ、有限会社ムクタ工業の3社ともに調査開始後の最大20%。

38) 公取委 2024年3月6日公表「東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」によれば、共同申請した中部電力株式会社及び中部ミライズ株式会社につき、調査開始後の最大20%。

39) 公取委 2024年3月14日公表「独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」によれば、日本紙通商株式会社及びKPPグループホールディングス株式会社についてともに調査開始後の最大20%。

40) 公取委 2024年3月28日公表「木工用ドリルの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」によれば、株式会社スターエム、大西工業株式会社ともに調査開始後の最大20%。

れ減算制度が適用されている。そしてこれらを仔細にみると、減算制度を利用したすべての事業者について、調査開始前後を問わず、減算運用方針に基づく最大の追加減額率が付与されているものの、どのような要素に基づいて減算運用方針に基づく事件の真相の解明に資する程度が高いとの判断を行ったのかは必ずしも明らかとされていない⁴³⁾。この点は、運用の透明性を図る観点からもいずれ運用の蓄積がなされた段階で、その適用の方向性につき減算運用方針を改正するなどの考え方の公表が望まれる。

(5) 犯則調査手続との関係

ア 法律上の犯則調査と調査協力減算制度の関係

独占禁止法上、減算制度は、犯則調査における課徴金減免制度の申請事業者についても、行政調査の対象事業者と同様に適用されることが明確に定められている⁴⁴⁾。他方で、減算制度は課徴金減免制度の申請の提出先（7条の4第1号等）

41) 公取委 2024 年 5 月 22 日公表「名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」の別表によれば日本ゼネラルフード株式会社、株式会社松浦商店、葉隠勇信株式会社ともに調査開始後の最大 20%。

42) 公取委 2024 年 6 月 27 日公表「LP ガス容器用バルブの製造販売業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」によれば株式会社ハマイ、株式会社宮入バルブ製作所、宮入商事株式会社、東京宮入商事株式会社、富士工器株式会社の違反行為者すべてが調査開始後の最大 20%。なお、本件については、宮入商事株式会社及び東京宮入商事株式会社は共通の親会社を持つが、グループ共同申請の有無については公表資料のみからは不明。

43) 多田敏明「リニエンシー制度の改正」法律時報 92 卷 3 号（2020 年）64 頁にて、共同行為及び競争弊害等の構成要件該当事実や重要な間接事実についての証拠等を広汎に提出した事業者と狭い範囲での証拠しか提出していない事業者とでは後者の方が見劣りをする結果、貢献度は低いものと評価されるのが一般的との指摘（予想）もなされていたが、現状そのような差は生まれていないことになる。なお減算制度が適用された事業者の一部（課徴金額最大の者）については、その課徴金納付命令書について審決データベースに掲載されているものの、命令書に添付された公取委との合意書の一部がいずれも省略されており、減算制度の認定内容が抗告訴訟で争われない限り、この点を分析することは困難な状況にある。他方、小川聖史・前掲注（24）71 頁は、減免申請インセンティブ維持のため、各事業者の関与度合いに応じて通常期待される協力が適時適切になされていれば、基本的に全ての要素を満たすと判断する方向で運用すべきと主張する。

44) まず、7条の4第1項に定める調査開始日の概念が、「第102条第1項に規定する

と同様の表現で、「公正取引委員会」が「報告等事業者」との間で事件の真相の解明に資するものとして報告等のなされた事情を考慮しつつ、「合意」ができることを定めている。

そこで、嫌疑対象事業者が犯則調査中に公取委に対し、減算制度を利用するよう協議を求めることができるのかが問題となり得る。減算制度は減免申請者に対し追加的な減算率を付与するものであり、確かに課徴金納付命令の手続の上にあるものの、犯則調査の手続上行うことは独占禁止法の条文上何ら妨げられていないからである⁴⁵⁾。仮にこれが許容されるとなれば、公取委は、減額対象事業者に対し、調査協力減算制度の下で追加的な証拠提出や事実の報告を求め、この結果、刑事告発の裁量権限の範囲の中で、ケース・バイ・ケースとされる告発の免除を求める余地が生じる。

後述の刑事合意制度においては、公取委の犯則調査と無関係に、調査開始前の2番目以降の申請事業者も検察官との間で刑事合意を締結することが可能である。さらに検察庁による2016年の刑訴法改正による刑事合意制度の導入は、調査協力減算制度の導入前であるものの、後述するとおり、法務省は犯則調査職員に対する調査協力を刑事合意条件の中に明記することを想定している。すなわち、犯則嫌疑事業者は、検察官による公訴免除をさらに確実にするために、犯則調査手続中に公取委との間の調査協力減算制度を通じて積極的な協力を行い、その見返りとして、追加的な告発免除を求めることがあり得る。仮にこのような運用がなされた場合、刑事告発の免除対象事業者を調査開始前の1番目の事業者か否か

処分」すなわち犯則調査の開始を包含している。その上で、減算制度は行政調査における立入調査(47条1項4号)の開始にとどまらず、犯則調査開始前の第2番目以降の申請事業者(7条の4第2項1号から4号まで)及び犯則調査開始日以降の第1番目以降の申請事業者(7条の4第3項1号及び2号)のいずれも対象事業者であることを明記しており、少なくとも減算制度の適用対象となり得る。

45) 7条の5第1号は合意の条件として報告等事業者に対し、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による物件の検査の承諾を求めているが、これらは理論上、犯則調査の強制権限である臨検、捜索、差押え(102条1項)及び任意で実施される質問、検査、領置(101条)と並列しうる。つまり、条文上は、犯則調査職員が、減算制度の合意の条件としてこれらを求めることが許容されている。また、減算運用方針の中でも、この制度の運用主体はあくまで「公正取引委員会」とされ、特段、犯則調査中に利用できない旨の定めは一切ない。

で形式的に決定するという従来の運用を越えて、刑事合意制度と調査協力減算制度を媒介させつつ、告発免除を条件とする犯則調査への協力姿勢をより強化させる余地があったと言える。そしてその結果は一見、談合カルテルの抑止に資するようにも見える。

イ 犯則調査手続における調査協力減算制度の利用を遮断すべきこと

法律上も、減算運用方針上も、犯則調査と減算制度との関係が明らかでない中で、この点の唯一の手掛かりとなるのが、調査協力減算制度の導入に伴う課徴金減免規則の改正案及び「調査協力減算制度の運用方針（案）」等に関するパブリックコメントにおける公取委の考え方である⁴⁶⁾。ここでは、「協議に立ち会う公正取引委員会側の担当者は担当審査官でなければならないと考える。そうでなければ提出される資料等が事件解明に有用であるかが正しく判断できないからである。」との意見に対して公取委から「実務上、報告等事業者と協議を行うのは、協議の申に係る事件の審査を担当する審査長等の審査官を想定しております。」との回答がなされており、減算制度における合意主体について、独占禁止法上の減算制度の主体である「公正取引委員会」を「審査長等の審査官」として読み替えることが明記されている。

この表現は必ずしも犯則調査職員を主体とすることが完全に排除されておらず、また明確な理由も付されていないものの、減算制度の運用主体は、以下に述べる理由から、「審査長等の審査官」にのみ限定することが合理的であると考えられる。

まず、組織上のファイアウォールの問題として犯則調査職員が減算制度に関与することに疑義がある。公正取引委員会は報告等事業者との間で課徴金の減算率について合意を行うことが予定されている（7条の5第1項2号に基づく特定割合又は同条第2項2号に基づく特定割合を上限とする幅割合）。考え方に挙げられた審査長は課徴金の納付命令に関する事務を分掌するのに対し（組織令⁴⁷⁾

46) 公取委 2020年8月28日公表『「課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則」の全部改正（案）及び「調査協力減算制度の運用方針」（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方』8頁中、No20の意見の概要及びそれに対する考え方を参照 [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/aug/keitonikikaku/besshi7.pdf]（最終閲覧日：2024年8月20日）。

47) 以下、本稿において「公正取引委員会組織令（昭和27年政令373号）」をいう。

19条)、犯則審査部における特別審査長は、犯則審査部の事務、すなわち独占禁止法第12章にある犯則調査手続を分掌するにとどまり(組織令4条2項、21条)、この中には課徴金納付命令に関する事務は含まれていない。仮に犯則審査部が課徴金の減算率、すなわち課徴金計算手続を担当することになれば組織上、犯則調査を審査手続から切り離すこととしたファイアウォールの趣旨に反することになる⁴⁸⁾。加えて、減算制度による事実の報告、資料の提出、検査の承諾等は101条及び102条に列挙された犯則調査権限とは異なるものであり、これらによって得られた事実や証拠が告発の根拠として組み込まれることは、審査官による権限が犯罪捜査のために行われたものと解釈することを禁止する47条4項や、厳格なファイアウォールの観点から犯則調査手続や組織が設けられた趣旨にも反することになる⁴⁹⁾。

次に、犯則調査において自己の違反行為への関与を認める供述及び他者の犯罪に関する供述に向けた不利益誘導の可能性が増大することである。刑事告発方針によれば、告発免除はあくまで申請の形式的な順位を基準とし、証拠価値等を考慮に入れていない。減算合意に基づく事実の報告や資料の提供要請は、それまでの課徴金減免制度の端緒としての位置付けから審査手続の中に組み込むことを意図しているところ、これが犯則調査にスライドした場合に、直接的に刑事告発の根拠資料の中に組み込まれるほか、ケース・バイ・ケースとされる減算対象事業者の告発免除の可能性を通じて、不利益誘導の可能性が増大することになる。また減算運用方針によれば審査官に対する供述聴取は事件の真相解明に資する事項

48) 2005年4月19日参議院経済産業委員会における、行政調査部門と犯則調査部門の完全な分離を求める旨の藤末健三議員からの質問に対し、竹島一彦政府特別補佐人(当時公取委委員長)は「犯則調査に携わっている人間は、一般調査とはその事件に関して情報のやり取り、相談があってはならないと、それは、もう正にそこは守らなきゃなりませんし、そのことはきちんと規則でもって定めてそれを励行する、破る者についてはきちんとした処分をする」としてファイアウォールの趣旨を明確に述べる。

49) 確かに、7条の5第1項1号口に記載された「公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査」と、101条に定められた「犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去った物件を検査し」という条文の表現は似通っており、犯則調査職員であっても減算制度の利用を前提とした物件の検査が認められているように見えるが、立法経緯におけるファイアウォールの重視を踏まえれば犯則調査職員には7条の5第1項の減算制度に関わる権限行使は禁止されていると解するのが適切である。

の判断とは直接的には切り離されているが、同時に、供述内容を別途報告等の内容に記載することで、公取委がこれを評価するとの方針を明確にしており（減算運用方針4（2））、減算制度を介した供述内容と告発段階での協力評価とを完全に切り離すことが難しくなってしまう。

さらに、刑事合意制度と異なり、課徴金減免制度では会社と従業員が一体となって公取委に対応することが想定されているところ、会社側が上限の減算率と、2番目以降の減額事業者としての告発免除の地位獲得を目指して、従業員や取締役に対しその意思に反する供述を求める状況が常態化することも想定され、そうした事業者・従業員等の姿勢が検察官の作成調書に影響したとして司法段階で信用性を欠くとの評価がなされる事態も想定される。長期的視点に立つと、これは犯則調査制度そのものの信頼性を失わせることになる。

以上から、犯則調査中の質問調書の作成に当たって不利益誘導の問題が生じないようにするため、2番目以降の減額対象事業者については、犯則調査中、減算制度の運用から除外するとともに、当該事業者に対する刑事罰の免除については、刑事告発方針の明確性を確保する観点からも刑事合意制度に一元化させることが適切である。

もちろんその分、調査開始前の2番目以降の事業者の刑事告発免除の適用可能性は狭まるが、それは、減算制度と切り離す形で評価すべきであり、後述のとおり、刑事合意制度の利用も可能である。このように解したとしても、個人に対する告発はこれまでの運用どおり、裁量権限に基づき狭く運用することが可能であるほか、法人についてはあえて減算制度を介して刑事告発免除を考える必要はなく、刑事告発方針の要件に沿っているかどうかを判断すればよいのではないかと。

筆者はこのように、減算制度が犯則調査にも使えるかのように解釈できる2019年改正独占禁止法の条文は明らかな立法上のミスを含んでおり、例えば犯則調査（102条1項の処分）開始後、告発又は犯則調査の終結までの間、減算制度の対象から除外する旨の明確な規定が必要であると考えられる。少なくとも、将来、公取委が減算運用方針を改正する際、犯則調査中は減算制度を用いることができない旨の方針を明確にすべきである。

第4 刑事合意制度

刑事合意は、独占禁止法上の犯罪をすべて対象としており（刑訴法 350 条の 2 第 2 項 3 号及び刑事訴訟法第 350 条の 2 第 2 項第 3 号の罪を定める政令（平成 30 年政令第 51 号、以下「刑事合意政令」という。）第 3 号）、この結果、不当な取引制限の罪についても利用可能となっている。しかし刑事合意の利用は後述するとおり、刑事訴訟全体で 5 件にとどまるほか、独占禁止法違反の罪での利用実績はない。刑事合意の詳細・運用等を概観した上で、両者の制度の差異を俯瞰することとしたい。

1 刑事合意制度の概要

(1) 刑事合意制度導入の背景

刑事合意制度の導入は、2009 年、現職検察官が担当事件に関する証拠を隠滅するという事件に端を発したとされる。すなわち、従前の刑事手続実務においては、身柄を拘束された被疑者を取調べ、供述録取書を作成し、検察官が公判においてこれを重要な証拠として提出し、裁判所もこの証拠に基づいて事実認定を行うことも通常であった。この事件では、身柄を拘束された被疑者の取調べとその供述録取書の利用に過度に依存していたという事実が明らかとなり、一方で被疑者の取調べを適正化するために録音・録画を義務化する制度を導入し、他方で取調べによらない供述証拠の収集方法として刑事合意制度を導入したとされる⁵⁰⁾。

この点、法務省側からは、2016 年刑事訴訟法改正による刑事合意制度の導入に当たって以下のような説明がなされている。すなわち、組織的な犯罪においては、首謀者の関与状況を含めた事案の解明が求められるところ、その解明は、犯罪の実行者等、組織内部の者から供述等を得なければ困難である場合が多い。しかし、刑事訴訟においては、そのような供述を得るための主な手法は取調べのみであって、他に有効な手段が存しなかったことから、取調べによってそのような供述を得ることが困難な場合にも、なお取調べによって対処しようとする状況が生じていた⁵¹⁾。刑事合意制度は、こうしたことを背景に、組織的な犯罪等におい

50) 以上の刑事合意制度の導入経緯につき、田口守一『刑事訴訟の構造』（成文堂、2022 年）193 頁から 194 頁。

て手続の適正を担保しつつ事案の解明に資する供述等を得ることを可能にする取調べ以外の方法として導入されたものであり、証拠収集に占める取調べの比重の低下を図るものである⁵²⁾。このように、刑事合意制度は、端緒の獲得というよりも公判維持のための立証活動に向けられていることがうかがえる。

(2) 合意の主体

検察官及び本人であるが、合意が成立するためには、弁護人の同意が必要である（刑訴法 350 条の 3 第 1 項）。法人が被疑者・被告人である場合には法人が合意の主体となることも可能であり、その場合、合意手続は法人の代表者が行うこととなる。

前述したとおり、独占禁止法の犯罪も合意手続の対象であるが、検察官を主体とすることから、犯則調査手続（独占禁止法 101 条以下）の中で直接、公取委との間で刑事合意制度が用いられることはなく、あくまで並行して行われる刑事訴訟手続上の検察官による捜査の中で手続が進行することになる。そしてこのことは、公取委内部の手続である独占禁止法に基づく課徴金減免制度と刑事訴訟法上の合意手続が別々に、かつ同時並行的に進む可能性を意味する。

(3) 特定犯罪

合意が成立するためには「本人（被疑者又は被告人）の事件」と「他人の刑事事件」の双方について刑事訴訟法が明示する「特定犯罪」に該当することが必要である。独占禁止法のすべての犯罪が対象とされており、課徴金減免制度の対象となる不当な取引制限の罪及び私的独占の罪（ともに 89 条 1 項 1 号）や、検査妨害罪（94 条）、確定排除措置命令罪（90 条 3 号）等にも利用することが可能である。

さらに、不当な取引制限と一定の重なりを持つ公契約入札妨害罪（刑法 96 条の 6 第 1 項）や談合罪（刑法 96 条の 6 第 2 項）、さらに予定価格等の漏えいを

51) 以上の説明につき吉川崇・吉田雅之「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（2016 年法律 54 号）について（3）」法曹時報 70 卷 1 号 76 頁。

52) 松尾浩也監修『条解刑事訴訟法 [第 5 版]』（弘文堂、2022 年）1056 頁（執筆者不明）。

刑事罰の対象とするいわゆる官製談合防止法 8 条の罪も対象となる（刑事合意政令 42 号）。

ただしリニア談合事件における検察の強制捜索開始の際の容疑とされた偽計業務妨害罪（刑法 233 条）は対象とされていない。

(4) 本人の協力行為

他人の刑事事件について、以下のとおり本人の協力行為として合意する必要がある（刑訴法 350 条の 2 第 1 項 1 号）。

- ア 検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して真実の供述を行うこと
- イ 証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること
- ウ 検察官、検察事務官又は司法警察職員による証拠の収集に関し、証拠の提出その他の必要な協力をすること

ここでいう他人の事件を独占禁止法に当てはめると、例えば受注調整の対象商品又は役務が同一となる違反行為であったとしても

- 本人が個人である場合の、他人が個人・法人による不当な取引制限の罪
 - 本人が法人である場合の、他人が個人・法人による不当な取引制限の罪
- がそれぞれ「他人の刑事事件」に当たる。この点、課徴金減免制度があくまで法人としての事業者による報告を対象とし、刑事告発免除に当たり法人に付随する形で個人の犯罪を考慮しているのと大きな違いである。

ただし、もともとの制度趣旨は組織的犯罪における首謀者の関与状況を含めた事案の解明を重視し⁵³⁾、条文上も検察官が「関係する犯罪の軽重及び情状」を考慮するとされている（刑訴法 350 条の 2 第 1 項本文）。言い換えるとより上位の者の処罰を可能とすることを念頭においており、例えば主導的役割にある事業者や個人が末端の事業者・従業員の犯罪について協力を行う場合には合意として認められない可能性が高い。

この点は各種解説書では明らかでないものの、特に正犯か共犯かを条文上問うていないことからすると、身分なき共犯（刑法 65 条 2 項）も考えられ、独占禁

53) 最高検察庁新制度準備室「合意制度の当面の運用に関する検察の考え方」法律のひろば 71 号（2018 年）48 頁。

止法 95 条 1 項の両罰規定を介し例えば事業者該当しない独立行政法人や特殊法人等の発注者（法人）、そしてその法人に属する受注調整の割り振りを行った個人も特定犯罪の「他人の犯罪」となり得る。

前述のように、刑事合意は公取委による犯則調査手続と並行して進む可能性がある。その一方で公取委の犯則調査職員に対する協力は条文上含まれていないものの、検察官が合意の目的を達成するための必要な事項（刑訴法 350 条の 2 第 3 項）として、「公正取引委員会の職員による質問検査に対して真実の供述をすること」を合意内容に含めることができるとの説明がなされている⁵⁴⁾。この点は、明文にないものの、刑事合意制度と公取委の犯則調査手続の接続点として注目される。

ただしこの点は合意内容との齟齬がないかを確認するために、告発問題協議会以外の場において、公取委による聴取内容を検察にどのような形で共有しうるか、仮に共有を認めたとすれば独立行政委員会としての専属告発権限を認めたと趣旨に反しないのかといった課題が残る。さらに、検察が刑事合意の存在・進捗状況を公取委に伝達した場合、犯則調査の現場にて不利益供述の問題が生じないと断言できるかは疑問が残る。私見によれば、刑事合意制度の協力内容はあくまで検察官の作成する供述証拠に限定され、できるだけ公取委による犯則調査との関係性は切断した方がよいと考える。

(5) 効果—— 検察官による処分の軽減等

検察官は、合意にあたり、本人の事件について

- ア 公訴を提起しないこと
- イ 公訴を取り消すこと
- ウ 特定の訴因・罰条により公訴を提起し、又は維持すること
- エ 特定の訴因・罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因・罰条への変更を請求すること
- オ 論告において被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること
- カ 即時裁判手続の申し立てをすること

54) 吉川崇・吉田雅之・前掲注 (51) 107 頁。

キ 略式命令の請求をすること

をその内容とすることができる（刑訴法 350 条の 2 第 1 項 2 号）。

このように刑事合意は検察官の持つ広範な訴追裁量権（刑訴法 248 条）を背景としつつ、その中で被告人の捜査・公判への協力行為を「犯罪後の情況」として考慮する仕組みである⁵⁵⁾。検察官による起訴便宜主義を背景に、合意に当たって検察官により、予定されていた求刑よりも大幅に低い求刑を合意することや、公訴の取消し又は訴因の変更を弾力的に行うことのほか、求刑合意と併せて一部の事実について、不起訴処分、公訴取消し、訴因変更等を行うことを合意に含めることも検討することとされ⁵⁶⁾、かなり広い幅の裁量が許容されている。

南迫は、日本の制度においては死刑又は無期の懲役・禁固に当たらないものに限定されることから（刑訴法 350 条の 2 第 2 項）、取引に応じない場合の処罰を不当に重くすることはないものの⁵⁷⁾、取引に応じて有罪答弁や捜査協力を行う被告人に対し検察官が過大な恩恵を与える可能性を指摘する⁵⁸⁾。ここに、課徴金減免制度と決定的に異なる取引的要素が内在していると言い換えることもできるだろう。

独占禁止法との関係で考えると、刑事合意制度は減免制度と切り離して進行するところ、減免制度で二位以下に位置付けられた事業者が、検察との刑事合意に至り、公訴提起を免れる、従業員が独占禁止法の不当な取引制限の罪よりも罰条の軽い談合罪等について訴追されることもあり得る。ただし、公取委が犯則調査手続前に最初に違反行為を報告した事業者について刑事告発方針に従い告発免除を申し出ているのに対し、並行して刑事合意に向けて協議が行われたものの最終的に検察官と嫌疑者（個人・法人）との間で合意に至らなかった場合、どちらの方針を優先するのかは明らかでない。

55) 吉川崇・吉田雅之・前掲注 (51) 80 頁、条解刑事訴訟法・前掲注 (52) 1056 頁。

56) 最高検察庁新制度準備室・前掲注 (53) 56 頁。

57) 南迫葉月「協議・合意制度における裁判所の審査の在り方」刑法雑誌 62 巻第 2 号 (2023 年) 200 頁。

58) 南迫・前掲注 (57) 201 頁。

2 刑事合意制度の運用状況

(1) 刑事公判事件の状況

ア 三菱日立パワーシステムズ株式会社（MHPS）事件（事件1：不正競争防止法違反被告事件、外国公務員贈賄罪）

本件は、刑事合意手続が用いられた最初の事件である。東京地検特捜部は、MHPS社がタイ国内で行っていた火力発電所建設工事に関して、部下らと共謀の上、タイ国公務員に対し貨物の陸揚げに関する有利かつ便宜な取り計らいを求める目的で現金1100万タイバツ（当時の円換算で3993万円）を供与し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に対しその職務に関する行為をさせないことを目的として金銭を供与したとして、被告人A、B、Cをそれぞれ起訴した。この過程で、刑事合意に基づいて、火力発電システムの製造等を行う本件MHPS社（法人）及び共犯関係にある部下らは不起訴とされている。

被告人は、常務執行役員兼エンジニアリング本部長としてMHPS社の火力発電所建設プロジェクト等を統括していたAと、本件火力発電所の建設に関し、部品や資材の調達、輸送等の業務の所轄部門の最高責任者の地位にあるBと、MHPS社の調達総括部ロジスティクス部長として同社の輸送業務を統括し、上司であるBと協議しつつ、担当課長に贈賄を実行させたCである。

AとB、Cに関する刑事公判手続が分離され、Aの公判手続では第一審が共同正犯の成立を認め⁵⁹⁾、第二審は第一審認定を事実誤認とし、幫助犯が成立するとしたため⁶⁰⁾、検察官が上告、最終的に最高裁は、第二審判決を棄却、第一審判決を支持し、Aについて共同正犯に基づく犯罪の成立を認めている⁶¹⁾。ちなみにこれらAに係る一連の判決では刑事合意制度の存在には触れられていない。

これに対しB・Cに対する一審判決では、「合意制度が適用された結果、MHPS社は刑事訴追を受けていないが、上記（略）で検討した事情からすれば、被告人兩名らが起訴されたことが不当ということとはでき」ないとして刑事合意制度について判示しているものの、その内容はごく簡単なものにとどまる⁶²⁾。

59) 東京地判2019年9月13日刑集76巻4号567頁。

60) 東京高判2022年7月21日刑集76巻4号594頁。

61) 最判2022年5月20日刑集76巻4号452頁。

イ 日産自動車事件（事件 2：金融商品取引法違反被告事件、有価証券報告書虚偽記載罪）⁶³⁾

本件は、被告会社（日産自動車）の分離前の相被告人 A（元会長）の役員報酬につき、2010 年度から 2017 年度分の 8 年間の有価証券報告書を過少に記載したとして、金融商品取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）に問われ、被告会社につき罰金 2 億円、元取締役の被告人 C につき懲役 2 年を求刑された事案である。A（相被告人）は、他に会社法特別背任罪でも起訴されているが、保釈中に海外に逃亡したため、公判が分離された。

東京地裁は、公訴提起の行われた 8 連結会計年度中、先の 7 年度分については、A に対する未払報酬を被告人 C が認識していたとする証拠がないとして無罪とし、最後の 1 年度分については有罪とした（懲役 6 月、執行猶予 3 年間）。裁判所は、この被告人 C の認識にかかる争点に関して、検察官との刑事合意により、A 等と共謀したとされる会社法上の特別背任及び虚偽有価証券報告書の提出罪の起訴を免れた被告人の部下 B の供述について、以下のとおり判示し、その信用性の判断に当たっては特別の考慮を要するとした⁶⁴⁾。

「B の供述は、……各争点を検討する上で最も重要な証拠であるが、本件では、B が刑事訴訟法上の協議及び合意（略）の当事者であるという特有の事情があり、その信用性については特別の考慮が必要となる。

B は、検察官による本件等に関する供述その他の証拠の収集等に協力することの見返りに、自身の被疑事件について、公訴を提起しないという検察官が B に与え得る中で最も B に有利な処分を受けている。この事実を踏まえると、B は、自己に有利な取扱いを受けるため協議開始の当初から合意の成

62) 東京地判 2019 年 3 月 1 日 LEX/DB25562724。なお、報道によれば、一審判決で確定した可能性が高い。

63) 東京地判 2022 年 3 月 3 日資料版商事法務 458 号（2022 年）128 頁から 191 頁まで、LEX/DB 25592336。

64) 各種の支払方法等の検討等に関与していた別の当事者についても、会社法上の特別背任罪、虚偽有価証券報告書提出罪について刑事合意制度が適用されているが、判決は B と同様、客観的な証拠などの裏付け証拠が十分に存在するなど積極的に信用性を認めるべき事情があるかという視点から慎重に検討すべきであるとしてその供述内容につき極めて懐疑的な姿勢をとっている。

立に向けて自身の共犯者とされる A 及び被告人 C の犯罪の立証に資する供述や証拠を提供することに努め、合意成立後においても協議の際に提供した供述等を維持したものと考えられる。そうすると、B の供述は、有利な取扱いを受けたいとの思いから検察官の意向に沿うような供述をしてしまう危険性をはらんでいるものと考えられる。

B の供述は、有利な取扱いを受けたいとの思いから検察官の意向に沿うような供述をしてしまう危険性をはらんでいるものと考えられる。B の供述は、主として共犯者とされる A 及び被告人 C らとのやり取りに関して重要性を持つものであるから、A に責任転嫁したり、被告人 C を引き込んだりするという共犯者供述の危険性をもはらんでいるものと考えられる。……B において記憶がない又は薄れている事項については、B が検察官の意向に沿うような供述をしてしまう危険性がより高まるといわざるを得ない。そして B の供述に関する上記の各危険性は、検察官が指摘する B の捜査・公判における真摯な供述態度等（略）によって払拭されるものとは到底いえない。

以上によれば、B の供述の信用性は、客観的な証拠や信用できる第三者の供述等といった裏付け証拠が十分に存在するなど積極的に信用性を認めるべき事情があるかという視点から慎重に検討すべきである。そして、直接の裏付け証拠がない供述部分については、供述した事項の性質・内容のほか、当該事項に関連するところの動かし難い事実関係に照らして供述内容が確かであるかという視点からより慎重に検討すべきである。」

と判示する。その上で、B の供述内容に裏付け証拠が存在しないなどの理由から B の証言内容が確かであるといえず信用性に欠くと判示した。本件は被告人、検察の双方が控訴し、現在東京高裁に係属中である。

ウ GLADHAND 事件（事件 3：業務上横領被告事件）⁶⁵⁾

本件は、アパレル会社 X 社の代表取締役であった被告人 A と従業員であった被告人 B が共謀し、同店の売上金約 7316 万円を管理していたことを奇貨として、商品を値引きして販売したことを装い、その差額分を着服して約 3359 万円

65) 最決 2022 年 6 月 16 日 LEX/DB 25593206。

を横領したとして起訴された事件である。この過程の中で、従業員 C は、自らが行った横領及び被告人 A らと共謀して行った横領の事実について検察官との間で合意に至り、不起訴とされた経緯がある。第一審判決は次のとおり判示している⁶⁶⁾。

「C は、本件捜査段階において、検察官と司法取引の合意を行い、検察官の取調べに対して真実の供述をし、公判の証人尋問において真実の供述をすることを約束する一方、検察官から、被告人 A らと共謀して行った判示の各横領事実や、C が単独で行った X 社の売上金の横領事実について不起訴とされたものである。一般的に、犯罪事実を認める旨の共犯者の供述については、刑責を軽減する目的での引っ張り込みの虚偽供述がされていないかどうかを慎重に検討する必要がある上、司法取引をした C については、自らは刑事訴追を免れることから、犯罪事実の悪質性を過度に強調する虚偽供述がされていないかどうかを一層慎重に検討する必要がある。したがって、C の供述のうち、争点とされている部分であって、客観的な裏付けを欠くものについては、その信用性を検討するに際して、相当慎重な姿勢で臨む必要がある。」

その上で、あてはめ段階で、C が捜査段階で被告人 B の横領事実を供述していなかった点に着目し、「このような供述の変遷については疑問を抱かざるを得ない」と判示、さらに裏付けとなる証拠もないとして供述の信用性を否定している。別の C が封筒から直接現金を抜き取ったことがない旨の公判上の供述については、封筒から着服したことが一切なかったとまで断定することは、ちゅうちよせざるを得ないとしつつも、別の証拠から被告人 A から、横領した現金の分け前を与えられていたことを認定し、信用性を肯定している。いずれにしても、合意に応じた当事者による供述証拠とは別の証拠の存在の有無を判断の基礎に置いていることが分かる。

控訴審でも「(原審が)信用性判断において相当慎重な姿勢で臨む必要があると述べているが、このような考え方に基づく証拠評価を含め支持することができる」として、簡潔な表現ではあるが原審の考え方が支持されている⁶⁷⁾。

66) 東京地判 2021 年 3 月 22 日 LEX/DB 25590400。

67) 東京高判 2022 年 3 月 1 日 LEX/DB 25572029。

エ 融資金詐欺事件（事件4：詐欺被告事件）⁶⁸⁾

報道によれば、自動車販売会社の元代表取締役らが2020年から2021年にかけて、虚偽の決算報告書を提出して融資を申し込み、銀行から4千万円をだまし取ったとされる事件である。この際、兵庫県警は、2023年11月から2024年2月にかけて元代表取締役やこの会社の税理士、税理士法人職員ら計5人を詐欺罪の容疑により逮捕している。この事件で、検察官は、税理士事務所職員1名との間で、同人を不起訴とすることと引き換えに、税理士の関与等についての供述をさせることを合意したとされる。本件は、過去3件と異なり、警察（兵庫県警）が捜査を行った事件である。

オ 奈良県御所市火葬場汚職事件（事件5：贈賄被告事件）⁶⁹⁾

御所市元市議が、御所市の建設会社を代表とする共同企業体（JV）が火葬場の新設工事を受注できるよう便宜を図った見返りに計7500万円を受け取ったとされる贈収賄事件である。受注建設会社側を支援したコンサル会社員が合意の対象とされ不起訴となった旨報じられている。協力内容の詳細は不明であるが、刑事合意政令52号は刑法上の収賄罪を対象外としており、贈賄側たる建設会社関係者の贈賄罪への協力を実施したものと考えられる。なお、執筆段階で収賄側の

68) 日経デジタル版2024年4月5日「警察捜査初の司法取引、税理士逮捕 四国銀から詐欺疑い」[<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE059P60V00C24A400000/>]（最終閲覧日：2024年8月15日）、朝日新聞デジタル版2024年4月9日「警察の事件で初の司法取引 4千万円融資詐欺事件、対象者は不起訴に」[<https://digital.asahi.com/articles/ASS483Q3VS48PIHB00ZM.html>]（最終閲覧日：2024年8月15日）及び共同通信2024年4月5日「警察事件で初の司法取引 詐欺容疑、税理士ら逮捕 運用拡大へ転換点か 粉飾決算の認識立証」[<https://47gyosei.jp/article/?id=3028579>]（最終閲覧日：2024年8月15日）。

69) 日経デジタル版2024年6月20日「大阪地検で初の司法取引 奈良・御所市議の汚職事件で」[<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF206TT0Q4A620C200000/>]（最終閲覧日：2024年8月15日）、朝日新聞デジタル版2024年6月20日「大阪地検特捜部の司法取引が初めて明らかに 市発注工事巡る汚職事件」[<https://digital.asahi.com/articles/ASS6N36TSS6NPTIL00TM.html>]（最終閲覧日：2024年8月15日）、毎日新聞デジタル版2024年6月20日「大阪地検特捜部も適用の司法取引 定着しない背景に裁判所の懸念」[<https://mainichi.jp/articles/20240620/k00/00m/040/290000c>]（最終閲覧日：2024年8月15日）。

元市議は加重収賄罪の起訴内容を否認し公判係属中、贈賄側の事業者は有罪が確定しているとされる。

これまで刑事合意の適用された検察による捜査事件はいずれも東京地検特捜部が主体であったが、本件は大阪地検特捜部によるものとされている。

(2) 運用状況の小括

まだ運用事件が少ないものの、刑事合意によって得られた証拠内容につき直接言及している事件2及び3を中心に、裁判所の共通姿勢としていえることは、刑事合意制度に基づく事件については、まず一般論として検察官との間で刑事合意が成立している供述人の供述内容につき、極めて慎重な姿勢を示した上で、必ず裏付けとなる別の証拠の存在を求め、それが欠如している場合には、当該供述人の供述証拠は信用性を欠くものとして排除し、証拠が支えていた検察側主張の事実を否定するという点である⁷⁰⁾。

しかし、このような裁判所実務は必ずしも驚くべきものではない。刑事合意制度の検討段階から、最高裁判所側からは利益を得た者が他人の裁判で供述を行う引き込み供述について「警戒すべきもの」とか「留保というものを持ってその証言を聞く」などと懸念が表明され、「制度ができたからといって何か特別扱いはされるというわけではなくて、通常の証人と同じようにその証言の供述の信用性については慎重に判断される」としていたものをそのまま裁判実務で実行しただけであるという見方もできる⁷¹⁾。

70) 南迫・前掲注(57) 201頁から202頁にて、米国の運用などを参考にしつつ例えば過大な恩典が付与された場合など刑事合意制度の受理に関する裁判所による司法審査の可能性を示唆するものの、これまでの事例は個別証拠の信用性の有無をめぐる判断にとどまり、合意内容そのものに踏み込んだ司法審査はなされていない。

71) 法務省法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会(2014年6月23日)第28回会議における今崎幸彦委員(当時最高裁判事局長)発言(同議事録27頁から28頁)[<https://www.moj.go.jp/content/000125800.pdf>](最終閲覧日:2024年8月19日)。同様に、大澤裕ほか「〔座談会〕「新たな刑事司法制度」の構築に向けて一法制審議会答申の検討」論究ジュリスト12号(2015年)21頁につき、香川徹也(当時最高裁判事局第一課長)は「むしろ逆に制度的に(筆者注:他人を)引っ張り込んでいることが明らかになっている。(略)それでもなおこの人の供述が信用できるのかどうかを裁判所としては厳しく吟味していくことになる」と述べる。

そして検察側もまた、このような裁判所の姿勢を受けて、少なくとも制度設計当初は、「他人の公判において慎重な信用性の吟味に耐え得るものであるか否かを判断するため、所用の裏付け捜査を尽くすことになると考えられる」などとして、刑事合意制度による供述証拠以外の証拠の存在も重視する姿勢をとっていたことがうかがえる⁷²⁾。おそらく、実際の事例の中では検察官は裏付け証拠を別途提出していると思われるものの、少なくとも裁判所の視点からはその評価を得るに至らず、信用性の欠如として判断される事例が出ているということになる。

こうした裁判所の姿勢は1966年最高裁判決にある、「被疑者が、起訴不起訴の決定権をもつ検察官の、自白をすれば起訴猶予にする旨のことは信じ、起訴猶予になることを期待してした自白は、任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を欠くものと解するのが相当」との判示内容に由来すると思われる⁷³⁾。この点については、調査官解説によれば、表面的には任意になされたように見えても、その実は自白への強い心理強制によるものであり、虚偽である蓋然性がきわめて高く、このような証拠が採用されれば捜査の公正、ひいては裁判の公正に対する信頼を失わせることになること、そして強い自白への誘引力を看過することは許されないとの説明がなされているが⁷⁴⁾、この視点が一連の刑事合意の判断（事例2・3）にも影響しているとみるのが素直であろう。

その一方で、事件5が示唆するとおり、官公庁発注工事をめぐる贈収賄事件では、発注者側による予定価格の漏えいや受注事業者側による談合がセットで行われる傾向にある⁷⁵⁾。すなわち、官製談合事件や、通常の民間事業者同士の談合

72) 吉川崇・吉田雅之・前掲注(51)80頁。2015年6月19日衆議院法務委員会での林真琴参考人(当時、法務省刑事局長)の井野俊郎議員に対する答弁でも「任意かつ具体的な供述を得た上で、その裏づけ捜査を徹底して行って、供述の信用性を慎重に吟味することが不可欠」との姿勢を明らかにしている。

73) 最判1966年7月1日刑集20巻6号537頁。この判決につき、利益供与による自白獲得について消極的であり、かつ、今回の刑事合意制度と矛盾するのではないかとの疑問がなお払しょくされていないと評価するものとして白取祐司「協議・合意制度、刑事免責」法律時報93巻1号(2021年)112頁。

74) 坂本武志「判解」最判解刑事編昭和41年度(1970年)103頁から104頁。この解説につき、清水拓磨『自己負罪型司法取引の問題』(成文堂、2022年)115頁は約束が被疑者に強い利益(恩典)を与えるものであり、この利益が自白を引き出す力自体が問題とされるとの理解を示しつつ、一律に「約束による自白」の証拠能力が否定されるところまで判例の射程が及ぶと解することには一定の困難を伴うとする。

事件では複数事業者の関与が想定され、十分に刑事合意制度を活用できることが示されている。独占禁止法の規制する不当な取引制限との親和性が極めて高い事件であり、これまでの課徴金減免制度に代わる機能を果たすものとして注目に値する。

なお、近時の検察庁幹部の発言によれば刑事合意制度について「事件の全体像や核心部分の解明に効果的である」とか、「実績を積み上げるなかで制度の定着を図りたい」といった発言がみられ、刑事合意制度を活用していく旨の姿勢も明らかにされているところ⁷⁶⁾、今後の状況を引き続き注視していく必要がある。

第5 課徴金減免制度と刑事合意制度の差異

1 自己負罪型かどうか

(1) 刑事合意も自己の犯罪の供述を求められること

すでに見てきたとおり刑事合意は、被疑者・被告人（以下「被告人等」という。）は「他人の刑事事件」について協力をすることが求められており（刑訴法350条の2第1項本文）、自らの犯罪事実についての供述を要件とするものでない⁷⁷⁾。少なくとも形式上は他人の捜査公判協力型であり自己負罪型の制度でない

75) 事件5でも、贈賄罪の被告人に対する刑事公判での検察側主張によれば、贈賄側は市内の別の建設業者に市の防災施設整備事業を受注させる代わりに火葬場事業を受注する計画をたて、収賄側元市議に対し受注調整を依頼したことが明らかにされている。朝日新聞デジタル版2023年1月19日「贈賄側、市議に受注調整依頼か 奈良県御所市の汚職公判で検察側主張」[<https://digital.asahi.com/articles/ASR1M5Q1ZR1MPTIL00F.html>]（最終閲覧日：2024年8月15日）。

76) この点に触れた2024年7月10日斎藤隆博東京高検検事長着任会見の内容を報じるものとして、朝日デジタル版2024年7月10日「斎藤隆博氏が東京高検検事長に就任「司法取引制度の定着を図りたい」」及び共同通信2024年7月10日「「検察基盤は国民の信頼」東京高検検事長が就任会見」を参照。

77) 田口守一・前掲注(50)196頁は、刑事合意を自己負罪モデルと捜査公判協力モデルに分け、日本の立法者は後者の合意モデルのみを認めたと評価する。また、辻本典央「ドイツの司法取引と日本の協議・合意制度」法律時報88巻4号(2016年)64頁は、捜査段階での自白調書がほぼ無条件に証拠として採用され得ることから、自白や調書への過度の依存を改める観点から捜査・公判協力型が支持されたことは自然な流れであると指摘する。

ことは条文の設計のみならず、制度立案側からの解説にも強調されている⁷⁸⁾。

同時に、検察官は合意時に「関係する犯罪の軽重及び情状」や「当該関係する犯罪の関連性の程度」を考慮することとされているが、これは他人の刑事事件に係る犯罪だけでなく、合意の対象となる被疑者・被告人の事件を意味するとされる⁷⁹⁾。この点、制度立案側からは、両犯罪の間に関連性のあることが合意の要件となるものでなく、関連性がない場合にはそのことを前提に判断されることになるとしつつ、基本的に想定されるのは共犯事件など両犯罪の間に関連性が認められる場合であると説明する⁸⁰⁾。

この点に着目し、田口は、関連性要件は実質的に自己の犯罪に関する供述を求めることとなること、さらに、手続的関連性ではなく、実体的関連性すなわち多くの場合、当該他人と共犯関係にある場合に初めて関連性が認められることとなるとうと指摘する⁸¹⁾。

(2) 課徴金減免制度がハイブリッド型であること

課徴金減免制度に目を転じると、違反行為をした事業者（法人）が自らの違反行為を報告することが要件とされている（7条の4第1項本文）。この報告に当たって違反行為に関与した自社の役職員に加え、他の事業者、他の事業者の役職員について明記することが求められており（課徴金減免規則・様式2号1から3まで）、いずれも当該法人から見た「他人の事件」についての報告を求めている⁸²⁾。従業員が報告を行うわけではないが企業が主体となって提出される当該従業員の陳述書としては、自己、自社の従業員、他社、他社の従業員の関与を複層的に含むものとなる。

78) 吉川崇・吉田雅之・前掲注(51) 82頁から83頁。

79) 栗田理史「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の概要」公正取引813号(2018年)5頁。

80) 吉川崇・吉田雅之・前掲注(51) 93頁。この意味でも法人・個人の多数共犯者が登場する不当な取引制限は適用の射程範囲と言える。

81) 田口守一・前掲注(50) 208頁。

82) 純粋な他社の独占禁止法違反行為であれば、公取委に被疑事実を報告する申告手続(45条)を用いることになるが、特段、自らの関与する事件の法的措置内容に法的効果を及ぼすことはない。

さらに、役員や従業員についても、減免手続だけでなくその後の調査手続で法人と同様に評価すべき事情がある場合には、刑事告発を免除することが想定されているが、個人処罰の可能性を踏まえれば、事実上、自らの独占禁止法違反被疑事実の関与についての何らかの供述が求められていると評価すべきであろう。しかし、同一方向に向かうことを想定しているが故に、(少なくとも制度上は)当事者の複雑な利害関係の対立調整が不要になるという側面があるのも事実である⁸³⁾。

(3) 小括

このように、実のところ減免制度と、刑事合意の協力の内容はほとんど変わらず、自己の犯罪及び他人の犯罪双方についての協力が求められるハイブリッド型として共通しているという結論となる。そして、実際に、不当な取引制限の場合に、自己と他社・他者とが切り離された談合・カルテル事件は存在せず、他人と自己との関係について触れることはやはり不可避であると言えよう。

他方で、その違いは、減免制度が個人と法人が同一方向に向かうことを所与の前提とするのに対し、刑事合意は両者の法的切り離しを前提とする手続である。前者については、より、会社側が個人従業員の不利益供述を強いる可能性を排除できない。もちろん、公取委で作成された質問調書がそのまま公判に証拠採用されることはないものの、刑事合意制度と異なる意味で公取委には供述調書の作成に当たり信用性をめぐるより慎重な判断が求められることになる。

なお、米国反トラスト法事件では、リーニエンシー制度の下で協力しない個人を法人と切り離して刑事罰の対象とする“carve out”が積極的に活用されており、日本と大きく異なる⁸⁴⁾。日本の場合には、長期雇用制度の下で企業と従業員等の関係がより密接であるが、特に事件手続終了後の懲戒処分の可能性を踏まえると、

83) 実際、日本では、独占禁止法の罪に関連し法人とその従業員が同時に刑事訴追された場合、実務上、法人・個人の被告人の刑事公判対応について同一の弁護人が兼ねている場合が多い。このことは、法人・個人に利害相反関係がないことを前提にしているのであろう。

84) US DOJ, “Frequently asked questions about the Antitrust Division’s leniency program”, update published on Jan. 23, 2023, at 51. [<https://www.justice.gov/atr/page/file/1490311/dl?inline>]

なお企業と従業員・役員の緊張関係が発生しうることも念頭に置く必要がある。例えば、企業側は、調査手続に協力した社員を社内懲戒手続の対象としないことを約束するなど積極的な社内リーニエンシー制度の導入が求められる⁸⁵⁾。

2 刑事公判手続での証拠の利用可否

課徴金減免制度は違反行為発見のための機能を重視し、申請者から提出された証拠は事件手続開始の判断要素、端緒として用いられるにとどまり、刑事訴訟ではもちろん、行政訴訟ですら提出書類が開示されることはない^{86, 87)}。さらに、犯則調査手続の中では、減免手続とは別に、物証について犯則調査職員による裁判所の許可状に基づく差押がなされ（102条1項）、検察官に引き継ぐことで押収物件とみなされる（116条1項、3項）。つまり刑事公判での物証の使用は課徴金減免制度に基づく証拠提出と遮断され、差押を要することとなる。さらに、減免申請事業者が提出した従業員の陳述書や、その後の犯則調査手続における公取委犯則調査職員が作成した供述調書（101条に基づく質問調書）は刑事公判手続に用いることが許されていない（刑法321条1項3号）⁸⁸⁾。

85) 公取委 2023 年 12 月 21 日公表「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心として」2023 年 64 頁から 66 頁は、独占禁止法に関する社内リーニエンシー制度の導入をチェックポイントに挙げる。

86) 品川武・岩成博夫『独占禁止法における課徴金減免制度』（公正取引協会、2010 年）110 頁は、当時存在していた審判手続（2015 年に廃止）を念頭に「課徴金減免申請に際して提出された書類についてこれを開示しないことを原則としています」と明言するが、これは排除措置命令の争われる行政訴訟や刑事手続でも同様と考える。

87) ごく例外的に申請事業者の従業員が申請段階での陳述内容に記憶違いによる誤りがあったと主張し、申請事業者も違反行為への参加を否認したカルテル事件の中で、この陳述書が公取委側からの証拠として審判手続に提出された事案につき、日新製鋼による審決取消訴訟事件・東京高判 2013 年 12 月 13 日 LEX/DB25502429。同判決は、本件合意について陳述者が認識していた事実を正しく記載したのとして陳述書の信用性を認めた。諏佐マリ・事件判例解説公正取引 764 号（2014 年）66 頁は、こうした扱いが課徴金減免制度への信頼を揺るがすことにならないか、懸念を示す。審判手続は廃止されているものの抗告訴訟の中で減免関連書面が提出される可能性はなお残されている。

88) ただし、NTN 等に対するベアリングカルテル刑事事件・東京高判 2016 年 3 月 22 日公取委審決集 62 巻 526 頁によれば、経緯は不明であるが公取委の犯則調査職員による質問調書が東京地裁公判段階で開示されている旨が明らかとされている。

これに対し、刑事合意では、組織的犯罪における首謀者の関与状況等を含めた事案の解明を目的とし、証拠収集の適正化・多様化に資するための方策として導入されたものとされる⁸⁹⁾。その上で、刑事合意に基づく供述が他人の公判で用いられるときは、合意内容が記載された書面が当該他人と裁判所に明らかにされる仕組みとされている（刑訴法 350 条の 8 等）。供述の信用性について慎重に吟味するための手続が存在するとはいえ⁹⁰⁾、協力内容が供述調書等の形で他人の刑事事件の公判維持のために利用されることは、制度自体の利用を躊躇させる理由につながっている。このため、今後の刑事合意制度の見直しでは、2016 年法改正当時の議論では見送られた自己負罪型の導入を改めて検討するとともに、刑事合意で得られた調書を原則として他人の訴訟には直接的に利用しないこととし、別の証拠によって補完させる仕組みも一考に値するのではないか。

3 裁量性の有無

課徴金減免制度は刑事合意の 10 年以上前に導入されたが、当時日本で許容されていなかった司法取引であるとの批判を回避するため、申請順位と法的効果（課徴金の減額・免除）を完全に一致させる形で裁量性を最大限排除するように設計された⁹¹⁾。同時に、立入検査後の減免申請でも「既に公正取引委員会によって把握されている事実」かどうかのみを判断要素とし、証拠価値の評価を徹底的に排除する⁹²⁾。この仕組みは、減算制度の導入まで審査手続と切り離されていたことから公取委にとっての使いづらさはあるものの、課徴金減免制度に対する信頼性の確保と定着につながっていると評価できる。さらに、免除事業者及びその

89) 吉川崇・吉田雅之・前掲注 (51) 76 頁。

90) 吉川崇・吉田雅之・前掲注 (51) 79 頁。

91) 品川武・岩成博夫・前掲注 (86) 23 頁から 24 頁は、課徴金減免制度が司法取引であるとの対立的見解を紹介しつつ、「あらかじめ定められた要件の下で制度を利用した場合に、あらかじめ定められた内容の減免を受けることができる制度であり、適用があるかないかの二者択一しかなく、取引というような要素を持たない制度」と強調している。

92) EU は制裁金が免除となる第 1 番目の事業者に対し、被疑事実の調査を開始することができる情報・証拠の提供を求めており、証拠価値に重点を置く。Commission Notice on Immunity from fines and reduction of fines in cartel cases, 2006/C 298/11, at II A (9).

従業員等に対する告発免除の仕組みは、公取委の持つ告発段階の裁量を一定程度抑制させる形で機能することになる。

また2019年法改正に基づく減算制度も、減算運用方針に示されているとおり、考慮事項や具体的事例、基準、さらには減算率の幅の明示など、公取委の裁量範囲は相当程度狭いと言わざるを得ない⁹³⁾。すでに触れたとおり、減算制度の下で最高減算率が適用されている現状が見て取れるものの、より一層の透明性向上のために、いかなる事情があれば「事件の真相の解明に資する事項」と認められるのか、減算運用方針のさらなる改定公表が不可欠である⁹⁴⁾。

これに対し先にも述べたとおり、刑事合意は検察官の持つ広範な訴追裁量権(刑訴法248条)を背景としつつ、その中で捜査・公判への協力行為を「犯罪後の状況」として考慮する仕組みである。刑事合意では、処分軽減の具体的内容は、合意により本人が行う協力行為の重要性に応じて定めることとされており、具体的に、解明対象となる他人の事件の重要性、本人の協力行為により他人の刑事事件が解明される(見込みの)程度、当該事件で他人が果たした役割の重要性及び組織内の地位、刑事合意以外の方法により収集しうる証拠内容等を考慮するとされるなど、総合的判断の要素が強い⁹⁵⁾。これにより刑事合意の予測可能性を下げることとなり、当事者による利用のディスインセンティブとして大きく影響して

93) 調査協力制度における評価対象は課徴金減免規則に限定列举され、公取委の自由裁量の程度は制限されているとの評価につき伊永大輔「課徴金減免制度における調査協力減算制度の意義と課題」公正取引839号(2020年)23頁及び伊永大輔「課徴金制度全体をめぐる考え方」ジュリスト1550号(2020年)47頁。この点、長澤哲也「調査協力減算制度(7条の5)」ジュリスト1550号(2020年)31頁は、事業者の行為と減算率との相関関係が恣意的となり、減算方法に広範な裁量が認められれば憲法31条や13条との関係で問題となりかねないと指摘する。

94) 土田和博「2019年独占禁止法改正一対立型法執行から協調的法執行へ？」法律時報92巻3号(2020年)52頁は、オーストラリアにて裁判所による執行可能な措置計画につき、被害者・消費者の実質的救済が柔軟かつ有効に行われていることを紹介しつつも、協調的法執行が行政庁の裁量の大きさ・一貫性欠如のおそれ、規制者と被規制者の不透明な交渉などの問題が生じることを指摘する。私見と異なるものの、小川聖史・前掲注(24)71頁は、減免制度につき疑心暗鬼にさせておくことを重視し、透明性を高めすぎないよう主張する。

95) 最高検察庁新制度準備室・前掲注(53)56頁。また吉川崇・吉田雅之・前掲注(51)92頁は、他人の事件における信用性、証明力、当該証拠が得られない場合の証拠収集可能性を挙げ、公判における証拠としての重要性が判断要素であることを示す。

いるのではないか。もちろん起訴便宜主義の制約があるとはいえ、制度の蓄積を踏まえて、当事者に求められる協力の内容及び取引内容についてより踏み込んだ考え方（ガイドライン）を公表すべきであろう。この際、公取委による減算制度方針は一つの参考になり得る。

この点、米国では、リーニエンシーに基づく刑事訴追の免除と、有罪答弁や刑事免責が並行して存在し、リーニエンシー制度の下では証拠価値を問わず非裁量的に訴追免除が行われていると指摘される⁹⁶⁾。両者の性格の差異は日本における課徴金減免制度と刑事合意制度の關係に類似しているものの、米国では両制度を統一的に司法省が取り扱っているという違いが、運用への信頼性・運用の蓄積に表れている可能性もある。

4 首謀者との関係

制度趣旨にも述べたとおり、刑事合意では、首謀者の関与状況を明らかにすることに重点が置かれ、組織においてより上位の者、共犯者間において、より首謀的立場にある者の処罰が可能となる事案が基本であり、「トカゲのしっぽ切り」との批判を招きかねない取引には消極的であるとの指摘がなされている⁹⁷⁾。

例えば事件1（三菱日立パワーシステムズ事件）では、法人自体が制度を利用していることが明らかとされているが、実際には贈賄事件の計画を担った取締役、執行役員、部長が起訴されており、また、事件2（日産事件）ではCEOである被告人が起訴される一方、法人の秘書室長である被告人の部下が刑事合意制度を利用して不起訴となるなど、これまでのところ、検察庁の運用では首謀者の位置付けの解明に貢献している事案が選択されている。

これに対し、課徴金減免制度では、報告・提出を行う事業者の違反行為における位置付けは問うておらず、ここでも裁量的判断の排除が貫かれている。課徴金減免制度の欠格事由を定める独占禁止法7条の6各号に課徴金割増算定率の対象となる主導的役割（7条の3第2項各号）は含まれていない。いわゆる電力

96) 伊永大輔『課徴金制度 独占禁止法の改正・判審決からみる法規範と実務の課題』（第一法規、2020年）146頁から147頁。

97) 酒井邦彦「日本版司法取引（協議・合意制度）の初適用に際して若干の考察」NBL1134号（2018年）50頁。

カルテル事件においてはいずれの事件についても違反行為の認定を受けた関西電力が課徴金減免制度に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を免れたことが強く批判されている⁹⁸⁾。しかし、この点については、その他の違反行為者の存在も含め課徴金減免制度によって事件の存在が明るみになり、違反行為が解消されたことは積極的に評価すべきである⁹⁹⁾。また、課徴金減免制度を通じた事業者による審査活動への積極的協力のインセンティブも無視できず¹⁰⁰⁾、なお首謀者であったとしても課徴金減免制度の利用を認め、かつ犯則調査開始前の1位報告者であれば告発対象からも免除すべきとの考えは維持されるべきである¹⁰¹⁾。

とはいえ、例えば電力カルテル事件において3つの事件すべての違反行為に関わっており、主導的役割とまではいえないものの中心的役割を果たす関西電力や、東京五輪談合事件における主導的役割を担う電通に相当する事業者が、犯則調査事件において調査前に1番目の報告を行い、公取委が告発を免除し、同時並行的に検察官に対して刑事合意の利用を求めている場合、検察はどのように対

98) 産経新聞デジタル版 2023年11月18日「電力カルテル黒幕も「密告・無罪放免」の関西電力 賛否渦巻く課徴金減免制度のカラクリ」[<https://www.sankei.com/article/e/20231118-GCPYKOA7YJLOXGDOP2TTTEZ3LU/>]。

同記事の中では、株主代表訴訟の代理人である河合弘之弁護士が「ほかの電力会社を巻き込んでおきながら、一番に自白して処分を逃れている関電を社会的、道義的に許すべきでない」と述べたとされるほか、「持ち掛けた関電のおとがめなしはありなのか」と不満を漏らす電力関係者のコメントが掲載されている。

99) 関西電力の減免申請が、違反行為の早期発見と摘発につながったことを率直に評価すべきとする筆者コメントにつき、朝日新聞デジタル版 2023年3月30日「カルテルに顧客情報の不正閲覧 共通する電力業界の「新規つぶし」」[<https://digital.asahi.com/articles/ASR3Z3JTGR3RUTIL02J.html>] (最終閲覧日 2024年8月15日)。

100) 電力カルテル事件について関西電力が排除措置命令から除外された理由につき、事件担当官は本社による事実解明への貢献、違反行為を行わないようにとの部門責任者への指示の存在、排除措置命令と同程度以上の再発防止に向けた措置を講じていることを理由として挙げる。齋藤隆明・公正取引 871号 77頁。ただし筆者は、事実関係の解明への貢献を排除措置の必要性の除外事由とすることは誤りであると考え。拙稿「旧一般電気事業者による市場分割カルテル」令和5年度重要判例解説ジュリスト 1957号 (2024年) 225頁。

101) 中川晶比兒・前掲注(16) 16頁から18頁は、首謀者を特定できるほど役割分担や主従関係が明確でない場合があり得ることなどから、独禁法違反行為についての刑事合意の適用について、首謀者の処罰を目指すことは必須の要件でないとして主張する。

応するのであろうか。

仮に、首謀者である以上、刑事合意は認められないとの姿勢を貫いた場合、これまで公取委の刑事告発をしないとの姿勢を尊重してきた検察の立場と、刑事合意の趣旨のどちらを重視するのかはいまだ判然とせず、手続の混乱や、課徴金減免制度への信頼を損なう事態も予想される。早急に検察庁において、公取委の告発免除方針を尊重し、首謀者についても刑事合意の利用を認める方向での考え方の整理が求められる。

第6 まとめ

談合カルテルの抑止のためには、刑事合意制度と減免制度が両輪の関係となり、相互補完的に機能し、真相解明の役割を果たすことが望まれる。この目的のため、課徴金減免制度が活用されている背景、裁判所の慎重姿勢を整理したが、刑事合意と、減免制度では、条文の構成ほどに実質的な協力内容では違いがみられず、自己・他人の犯罪の双方についての協力が求められている点で共通していると考える。

今後、刑事合意の利用を促進していくのであれば、法務省・検察庁は調査協力減算制度を参考としつつ、証拠の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状等の具体的内容を明らかにするなどの透明性・裁量性の抑制に向けた取り組みが求められる。他方、減免制度では、両者の一致を前提とするため、従業員等の意に沿わない不利益供述を避けるためにも、刑事合意が前提とするのと同様に、公取委によって個人と法人の緊張関係を念頭においた慎重な質問調書の作成と裏付け調査が行われることが望まれる。また、減算制度の運用方針の改定を通じて、「事件の真相の解明に資する事項」を明確にするための透明性が重要である。

* 本稿は JSPS 科研費 JP23K01136 (研究代表者中里浩) 及び 2023 年度東京経済大学個人研究助成費 (23-20) の成果の一部である。